

○北杜市移住定住お試し住宅実施要綱

平成28年2月16日

告示第8号

令和5年3月20日告示第24号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市に移住定住を検討し、北杜市総合計画に掲げる移住定住に関する施策等に参加する者に対して、市営住宅を活用した北杜市移住定住お試し住宅（以下「住宅」という。）において、一定期間、本市での生活を体験できる機会を提供することに関し、北杜市公有財産管理規則（平成16年北杜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録を行っていない者
- (2) 本市に移住定住を検討している者
- (3) 次のア及びイに該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(住宅の名称等)

第3条 住宅の名称、位置、構造及び面積・間取りは、次のとおりとする。

名称	位置	構造	面積・間取り
みさき団地住宅 B棟	北杜市須玉町藤田851番地	R C 3 F	65.5㎡（3DK）

2 住宅には、日常生活を営むための家具、電化製品等の備品を備えるものとする。

(使用許可申請)

第4条 住宅の使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、規則第10条の行政財産使用許可申請書に代えて、北杜市移住定住お試し住宅使用許可申請書（様

式第1号。以下「許可申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、使用を希望する日の14日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類(自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し)
- (2) 北杜市滞在計画書(様式第2号)

2 市長は、前項各号に定める書類の提出をもって、規則第10条に規定する添付書類の提出があったものとみなすものとする。

(使用許可等)

第5条 市長は、前条に規定する許可申請書の提出があった場合は、当該住宅を使用させるか否かを決定し、当該住宅を使用させると決定したときは、規則第12条第1項の北杜市行政財産使用許可書に代えて、北杜市移住定住お試し住宅使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)により使用を許可するものとする。

2 市長は、前項に規定する使用の許可に、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する決定において、当該住宅を使用させないと決定したときは、規則第12条第2項の北杜市行政財産使用不許可通知書に代えて、北杜市移住定住お試し住宅使用不許可通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 住宅の使用期間の使用単位は、1泊とする。

2 住宅の使用期間は、2泊3日以上7泊8日以内とし、使用許可書において定めるものとする。

3 住宅の使用期間を開始する日(以下「使用開始日」という。)及び使用期間の満了となる日(以下「使用満了日」という。)は、北杜市の休日を定める条例(平成16年北杜市条例第2号)第1条に規定する市の休日以外の日とする。

4 住宅の使用を開始する時間は使用開始日の午後3時とし、使用が満了となる時間は使用満了日の午前11時とする。

5 使用期間は、使用開始日の属する年度を超えることができないものとする。

(住宅使用料)

第7条 住宅の使用料は、北杜市行政財産使用料条例（平成16年北杜市条例第66号）第4条第3号の規定により免除とする。

（遵守事項）

第8条 第5条第1項の規定に基づき使用の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、市から住宅の鍵を受取り、住宅を使用するものとする。この場合において、使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 外出時や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに市にその旨を報告すること。
- （2） 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- （3） その他住宅の使用に関し、市長が必要と認めること。

（行為の制限）

第9条 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 銃砲、刀剣類又は爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- （2） 排水管を腐食させるおそれのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。
- （3） 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- （4） 看板、ポスター等の広告物を掲示又は文書、図書その他の印刷物を貼付若しくは配布すること。
- （5） 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- （6） 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- （7） 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- （8） 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- （9） 犬（盲導犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の動物を飼育すること。
- （10） 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- （11） 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- （12） その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

（実績報告書）

第10条 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、北杜市滞在実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（明渡し）

第11条 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わない場合は、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

（立入り）

第12条 市長は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要がある場合は、住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒むことはできない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市が特に認めた場合はこの限りでない。

2 使用者は、前項本文に規定する損害が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

（事故免責）

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅及び住宅周辺で発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。